

資料2

第3回和歌山市子ども・子育て会議資料

平成26年2月20日（木）開催

幼児教育・保育に関する条例の制定

1. 和歌山市小学校就学前子どもの保育の必要性等の認定および保育等の実施に関する条例（新設）

根拠法：子ども・子育て支援法第20条第1項、2項

認定基準等：別紙「和歌山市小学校就学前子どもの保育の必要性等の認定および保育等の実施に関する条例 対比一覧」

2. 和歌山市幼保連携型認定こども園の認可の要件に関する条例（新設）

根拠法：認定こども園法第13条第1項

和歌山市独自基準：人権擁護…人権擁護推進員の設置、人権擁護研修の実施

災害対策…災害対策推進員の設置、災害防止計画の策定

安全管理対策…安全管理対策推進員の設置

食育推進…食育推進員の設置

認可要件等：別紙「和歌山市幼保連携型認定こども園の認可の要件に関する条例 対比一覧」

3. 和歌山市地域型保育事業の認可の要件に関する条例（新設）

根拠法：子ども・子育て支援法第29条 児童福祉法第34条の15等

和歌山市独自基準：人権擁護…人権擁護推進員の設置、人権擁護研修の実施

災害対策…災害対策推進員の設置、災害防止計画の策定

安全管理対策…安全管理対策推進員の設置

食育推進…食育推進員の設置

認定基準等：別紙「和歌山市地域型保育事業の認可の要件に関する条例 対比一覧」

和歌山市小学校就学前子どもの保育の必要性等の認定および保育等の実施に関する条例

国において検討されている基準		和歌山市における保育の必要性の認定	
保育の必要性の認定基準	児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合	従うべき基準 参酌基準 のどちら かは未定	国の基準を準用
	①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応 ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。		保育の必要性の認定に係る事由
	②妊娠中であるか又は出産後間がないこと		
	③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること		
	④同居の親族を常時介護していること		
	⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること		
	⑥求職活動（起業準備を含む）		
	⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）		
	⑧虐待やDVの恐れがあること		
	⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること		
⑩その他の、上記に類する状態として市町村が認める場合			
		従うべき基準 参酌基準 のどちら かは未定	国の基準を準用

保育の必要量	保育標準時間	11時間 * 超えた時間については、延長保育にて対応	従うべき基準 参酌基準の どちらかは 未定	保育の必要量	保育標準時間	国の基準を準用
	保育短時間	8時間			保育短時間	国の基準を準用
	就労下限時間	1カ月当たり48時間以上64時間以下			就労下限時間	1カ月当たり48時間以上

優先事由	①ひとり親家庭	従うべき基準 参酌基準の どちらかは 未定	優先事由
	②生活保護世帯		
	③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合		
	④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合		
	⑤子どもが障害を有する場合		
	⑥育児休業明け		
	⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合		
	⑧小規模保育事業などの卒園児童		
	⑨その他市町村が定める事由		
		従うべき基準 参酌基準 のどちら かは未定	国の基準を準用

和歌山市幼保連携型認定こども園の認可要件に関する条例

国において検討されている基準			和歌山市幼保連携型認定こども園の認可要件		
学級編成	満3歳以上の子どもの教育家庭に係る教育時間は学級を編成する		従うべき基準	国の基準を準用	
	1号認定 2号認定	一体的な学級編成	従うべき基準	1号認定 2号認定	国の基準を準用
	【原則】 年度の初日前日に同年齢の幼児での編成		従うべき基準	【原則】 年度の初日前日に同年齢の幼児での編成	
		* 地域の実情等によって、異年齢児での学級編成可として弾力的取扱。 * 3号認定から2号認定への職権による変更は、各園において弾力的取扱。		国の基準を準用	

職員配置基準の設定				和歌山市幼保連携型認定こども園の認可要件				
職員の配置	0歳児			3:1	従うべき基準	国の基準を準用		
	1歳・2歳児			6:1	従うべき基準	国の基準を準用		
	3歳児	2号認定	20:1	常時2人以上配置。		3歳児	2号認定	20:1
	4歳・5歳児			2号認定	30:1	4歳・5歳児	2号認定	30:1
	3歳～5歳児			教育時間	35:1	1クラス35人以下。学級担任を置く。		
	園長			必置		園長		
	副園長・教頭			いずれか設置		努力義務		
	土曜保育教諭、養護教諭、専攻職員			設置		努力義務		
	調理員			必置		外部委託もしくは外部搬入する場合は不要		
						園長		
					副園長・教頭			
					土曜保育教諭、養護教諭、専攻職員			
					調理員			

職員の資格			和歌山市幼保連携型認定こども園の認可要件					
職員の資格	0歳～2歳児		保育士資格		従うべき基準	0歳～2歳児		国の基準を準用
	3歳～5歳児	学級（教育時間）	専任の保育教諭 * 常勤		従うべき基準	学級（教育時間）	国の基準を準用	
		2号認定	保育士資格必須		従うべき基準	3歳～5歳児	2号認定	国の基準を準用
	園長		*（原則）教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者 *「同等の資質」を有する者は、設置者が認めた場合可。 【同等の資質】 人格が高潔で、教育・保育に関する熱意と高い識見や職員に対して必要な指導及び助言等をする能力を有する者であって、「教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者」と同等として認められる * 施行から5年後には「同等の資質」を有する者の取扱について見直される予定。			従うべき基準	園長	

* 講師は短時間勤務も可

* 講師は短時間勤務も可

和歌山市幼保連携型認定こども園の認可要件に関する条例

国において検討されている基準				和歌山市幼保連携型認定こども園の認可要件							
施設設備	(新設の場合)「単一の施設」となるため、建物及び附属設備は、同一敷地内又は隣接敷地内に設けること。			従うべき基準	施設設備	国の基準を準用					
	園舎の階数	2階建以下が原則。特別な事情があれば3階建以上も可。		従うべき基準		園舎の階数	国の基準を準用				
	保育室等の設置階	原則1階。耐火建築・待避設備を備える場合2階への設置可。		従うべき基準		保育室等の設置階	国の基準を準用				
		満3歳以上	3階以上の設置は不可。				従うべき基準	満3歳以上	国の基準を準用		
		満3歳未満	耐火建築・待避設備を備える場合3階への設置可。				従うべき基準	満3歳未満	国の基準を準用		
	面積						面積				
	0歳・1歳児	乳児室	必置	1.65㎡/人		従うべき基準	0歳・1歳児	乳児室	国の基準を準用		
		ほふく室	必置	3.3㎡/人		従うべき基準		ほふく室	国の基準を準用		
	2歳児	保育室・遊戯室 必置(特別な事情がある場合は保育室と遊戯室の兼用可)				従うべき基準	2歳児	保育室・遊戯室		国の基準を準用	
		保育室	1.98㎡/人			従うべき基準		保育室	国の基準を準用		
		園庭(屋外遊技場)	3.3㎡/人 *①			従うべき基準		園庭(屋外遊技場)	国の基準を準用		
	3歳～5歳児	園舎	1学級	180㎡		従うべき基準	園舎	1学級	国の基準を準用		
			2学級以上	320+100×(学級数-2)㎡		従うべき基準		2学級以上	国の基準を準用		
		保育室	1.98㎡/人(学級数を下回らない)			従うべき基準	保育室	国の基準を準用			
		保育室・遊戯室 必置(特別な事情がある場合は保育室と遊戯室の兼用可)				従うべき基準	園庭(屋外遊技場)	国の基準を準用			
		3.3㎡/人				従うべき基準		園庭(屋外遊技場)	2学級以下	国の基準を準用	
		2学級以下	330+30×(学級数-1)㎡			従うべき基準			3学級以上	国の基準を準用	
	園庭(屋外遊技場)		3学級以上	400+80×(学級数-3)㎡		従うべき基準	*どちらか大きい方②				
	職員室	必置				従うべき基準	職員室	国の基準を準用			
	保健室	必置		特別な事情があれば、職員室と兼用可。		従うべき基準	保健室	国の基準を準用			
便所	必置			従うべき基準	便所	国の基準を準用					
調理室	必置		原則“自園調理”	従うべき基準	調理室	必置		国の基準を準用			
	満3歳未満		外部搬入不可。	従うべき基準		満3歳未満		国の基準を準用			
	3歳～5歳児用		以下の条件を満たせば、給食の外部搬入可能			従うべき基準	【外部搬入可能な条件】 国の基準を準用				
			①認定こども園が業務上必要に注意を果たしうる体制が確保されること			従うべき基準					
			②栄養士による必要な配慮が行われること			従うべき基準					
			③衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する受託業者であること			従うべき基準					
④年齢、発達段階や健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮など、食事の内容、回数及び時機に適切に対応できること			従うべき基準								
⑤食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること		従うべき基準									
		ただし、この場合も加熱、保存等の調理機能を有する施設は必要		従うべき基準	国の基準を準用						
20人未満		提供すべき人数に応じて必要な調理設備を備えていれば、独立調理室でなくても可。		従うべき基準	20人未満		国の基準を準用				

和歌山市幼保連携型認定こども園の認可要件に関する条例

国において検討されている基準				和歌山市幼保連携型認定こども園の認可要件			
施設設備	園庭 (屋外遊技場・運動場)	必置	同一敷地内又は隣接 * 面積は①+②以上 代替地の面積算入は不可。 屋上の面積算入は不可。	従うべき基準	施設設備	園庭 (屋外遊技場・運動場)	国の基準を準用
	飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備		必置	従うべき基準	飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備		国の基準を準用
	放送聴取設備、喫茶設備、水道びく、幼児洗浄用設備、図書室、会議室		設置努力義務	従うべき基準	放送聴取設備、喫茶設備、水道びく、幼児洗浄用設備、図書室、会議室		国の基準を準用

運営	平等取扱い、虐待・懲戒権限乱用の禁止、秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ●入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。 ●職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ●懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限乱用をしてはならない。 ●職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしてはならない。 		従うべき基準	平等取扱い、虐待・懲戒権限乱用の禁止、秘密保持等	国の基準を準用		
	教育・保育時間	開園日数	原則、日曜日・国民の祝休日を除いた日 * 弾力的取扱		参酌基準	教育・保育時間	開園日数	国の基準を準用
		開園時間	原則 1 1 時間 * 弾力的取扱可		参酌基準		開園時間	国の基準を準用
		満 3 歳以上の教育時間	1 日標準 4 時間。 時間の確保については、弾力的な取扱。		参酌基準		満 3 歳以上の教育時間	国の基準を準用
		満 3 歳以上の教育週数	39 週を下回らない。学期の区分、長期休業日を設定。		参酌基準		満 3 歳以上の教育週数	国の基準を準用
	食事の提供	提供範囲	2号、3号認定のみ。1号認定の子どもへの提供は園の判断。		参酌基準	食事の提供	提供範囲	国の基準を準用
		提供方法	2号、3号認定に対しても、弾力的に弁当持参を認める。		参酌基準		提供方法	国の基準を準用
	園児要録・出席簿	幼保連携型認定こども園園児要録（仮称）、出席簿		参酌基準	園児要録・出席簿	国の基準を準用		
	研修等	施設職員	必要な知識及び技能の修得等に努めることとする。		参酌基準	研修等	施設職員	国の基準を準用
		施設	施設は、職員に対して、研修の機会を確保し、資質向上等を図らなければならないこととする。		参酌基準		施設	国の基準を準用
	職員会議	設置可		参酌基準	職員会議	国の基準を準用		
	運営状況評価	【義務】自己評価の実施、結果公表、結果の設置者報告		参酌基準	運営状況評価	国の基準を準用		
		【努力義務】関係者評価、第三者評価		参酌基準				
	苦情解決	苦情受付窓口の設置等の必要な措置をこうじなければならない。		参酌基準	苦情解決	国の基準を準用		
	感染症に係る臨時休業・出席停止	<ul style="list-style-type: none"> ○設置者は、感染症の予防上、必要があるときは、臨時休業することができる。 ○園長は、感染症にかかっているとき等は、出席停止させることができる。（学校保健安全法の準用） 		参酌基準	感染症に係る臨時休業・出席停止	国の基準を準用		
健康診断	少なくとも 1 年に 2 回		参酌基準	健康診断	国の基準を準用			

和歌山市幼保連携型認定こども園の認可要件に関する条例

国において検討されている基準		和歌山市幼保連携型認定こども園の認可要件															
教育及び保育の内容	子どもの最善の利益を基本とする 幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づく ★「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」に定められている以下の事項が達成されるよう教育・保育を提供する ①教育及び保育の基本及び目標 ②認定こども園の固有の事情として配慮すべき内容 ③教育及び保育の計画並びに指導計画 ④園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成 ⑤日々の教育及び保育の指導における留意点 ⑥小学校教育との連携	参酌基準	教育及び保育の内容 * 今後国において定められる主務省令を準用														
保育者の資質向上等	以下に留意し、保育者の資質向上を図る。 ①子どもの教育及び保育に従事する者は、自らの資質の向上に努めること。 ②午睡時間の活用、非常勤職員の配置等様々な工夫を行い、日々の指導計画の作成、教材の準備、研修等に必要な時間を確保すること ③幼稚園教員免許状所持者と保育士資格所持者との相互理解を図ること ④多様な機能の充実を図るため、認定こども園内外における研修の機会を確保できるよう、研修計画を作成し、及び実施すること ⑤園長は、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに人材及び資源を活用していく調整能力を向上させること	参酌基準	保育者の資質向上等 * 今後国において定められる主務省令を準用														
子育て支援	以下に留意して実施すること。 ①教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること ②保護者の利用しやすい体制を確保すること ③従事者の子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質の向上を図ること ④地域の子育て支援団体等との連携など、様々な地域の人材や社会資源を活用すること	参酌基準	子育て支援 * 今後国において定められる主務省令を準用														
管理運営等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">保育時間</td> <td>原則1日8時間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">保護者が適切な施設選択できるよう、情報開示に努める</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行う。地方公共団体と連携し、適切な受入に配慮。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">子どもの健康及び安全を確保する体制を整える（耐震、防災、防犯等）。事故等に対する補償の体制を整える（保険等への加入）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">子どもの視点に立った評価を行い、結果等の公表を通じて質の向上に努める。</td> </tr> </table>	保育時間	原則1日8時間	保護者が適切な施設選択できるよう、情報開示に努める		特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行う。地方公共団体と連携し、適切な受入に配慮。		子どもの健康及び安全を確保する体制を整える（耐震、防災、防犯等）。事故等に対する補償の体制を整える（保険等への加入）		子どもの視点に立った評価を行い、結果等の公表を通じて質の向上に努める。		参酌基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">保育時間</td> <td>* 今後国において定められる主務省令を準用</td> </tr> <tr> <td colspan="2">* 今後国において定められる主務省令を準用</td> </tr> </table>	保育時間	* 今後国において定められる主務省令を準用	* 今後国において定められる主務省令を準用	
保育時間	原則1日8時間																
保護者が適切な施設選択できるよう、情報開示に努める																	
特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行う。地方公共団体と連携し、適切な受入に配慮。																	
子どもの健康及び安全を確保する体制を整える（耐震、防災、防犯等）。事故等に対する補償の体制を整える（保険等への加入）																	
子どもの視点に立った評価を行い、結果等の公表を通じて質の向上に努める。																	
保育時間	* 今後国において定められる主務省令を準用																
* 今後国において定められる主務省令を準用																	
既存施設からの移行特例		従つべき基準	国の基準を準用														

和歌山市地域型保育事業の認可の要件に関する条例

国において検討されている基準				和歌山市における地域型保育事業認可要件				
定員	家庭的保育	1～5人	家庭的保育補助者を置く場合は5人まで可	従うべき基準	定員	家庭的保育	1～5人	国の基準に準ずる
	小規模保育	6～19人				小規模保育	6～19人	国の基準に準ずる
	居宅訪問型保育	1人				居宅訪問型保育	1人	国の基準に準ずる
	事業所内保育					事業所内保育		

職員数	家庭的保育		0～2歳児	3：1	家庭的保育補助者を置く場合は5:2	従うべき基準	職員数	家庭的保育		0～2歳児	国の基準に準ずる
	小規模保育	A型	0歳児	3：1		従うべき基準		小規模保育	A型	0歳児	国の基準に準ずる
			1～2歳児	6：1 +1名		従うべき基準				1～2歳児	国の基準に準ずる
		B型	0歳児	3：1		従うべき基準			B型	0歳児	国の基準に準ずる
			1～2歳児	6：1 +1名		従うべき基準				1～2歳児	国の基準に準ずる
	C型		0～2歳児	3：1		従うべき基準		C型		0～2歳児	国の基準に準ずる
	居宅訪問型保育		0～2歳児	1：1		従うべき基準		居宅訪問型保育		0～2歳児	国の基準に準ずる
	事業所内保育		定員20名以上	保育所と同じ		従うべき基準		事業所内保育		定員20名以上	国の基準に準ずる
			定員19名以下	小規模保育（A、B型）と同様		従うべき基準				定員19名以下	国の基準に準ずる

資格要件	家庭的保育		家庭的保育者（+家庭的保育補助者）		従うべき基準	資格要件	家庭的保育		市町村長が行う研修を修了した保育士		
			家庭的保育補助者	市長村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるもの					従うべき基準		
	小規模保育	A型	保育士		従うべき基準		小規模保育	A型	国の基準に準ずる		
		B型	保育士1/2以上 保育士以外には必要な研修を実施		従うべき基準			B型	A型の基準を準用		
		C型	家庭的保育者（+家庭的保育補助者）		従うべき基準			C型	A型の基準を準用		
	居宅訪問型保育		必要な研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるもの		従うべき基準		居宅訪問型保育		市町村長が行う研修を修了した保育士		
	事業所内保育		定員20名以上	保育所と同じ			従うべき基準	事業所内保育		定員20名以上	国の基準に準ずる
			定員19名以下	小規模保育（A、B型）と同様			従うべき基準			定員19名以下	小規模保育（A、B型）と同様

和歌山市地域型保育事業の認可の要件に関する条例

国において検討されている基準					
設備	家庭的保育		保育を行う専用居室	参酌基準	
			同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭		参酌基準
	小規模保育	A型	0～1歳児	乳児室又はほふく室	参酌基準
			2歳児	保育室	参酌基準
			屋外遊戯場	* 付近の代替地可	参酌基準
		B型	0～1歳児	乳児室又はほふく室	参酌基準
			2歳児	保育室	参酌基準
			屋外遊戯場	* 付近の代替地可	参酌基準
	C型	0～1歳児	乳児室又はほふく室	参酌基準	
		2歳児	保育室	参酌基準	
		屋外遊戯場	* 付近の代替地可	参酌基準	
	事業所内保育		0～1歳児	乳児室又はほふく室	参酌基準
			2歳児	保育室	参酌基準
			屋外遊戯場	* 付近の代替地可	参酌基準
居宅訪問型保育					

和歌山市における地域型保育事業認可要件				
設備	家庭的保育		保育を行う専用居室	
			同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭	
	小規模保育	A型	0～1歳児	国の基準に準ずる
			2歳児	国の基準に準ずる
			屋外遊戯場	国の基準に準ずる
		B型	0～1歳児	国の基準に準ずる
			2歳児	国の基準に準ずる
			屋外遊戯場	国の基準に準ずる
		C型	0～1歳児	国の基準に準ずる
			2歳児	国の基準に準ずる
			屋外遊戯場	国の基準に準ずる
	事業所内保育		0～1歳児	国の基準に準ずる
			2歳児	国の基準に準ずる
			屋外遊戯場	国の基準に準ずる
居宅訪問型保育				

面積	家庭的保育		専用居室	3.3㎡/人 (部屋自体は9.9㎡)	参酌基準
			屋外遊戯場	3.3㎡/人 (2歳児)	参酌基準
	小規模保育	A型	乳児室/ほふく室	3.3㎡/人	参酌基準
			保育室	1.98㎡/人	参酌基準
			屋外遊戯場	3.3㎡/人 (2歳児)	参酌基準
		B型	乳児室/ほふく室	3.3㎡/人	参酌基準
			保育室	1.98㎡/人	参酌基準
			屋外遊戯場	3.3㎡/人 (2歳児)	参酌基準
	C型	乳児室/ほふく室	3.3㎡/人	参酌基準	
		保育室	1.98㎡/人	参酌基準	
		屋外遊戯場	3.3㎡/人 (2歳児)	参酌基準	

面積	家庭的保育		専用居室	国の基準に準ずる
			屋外遊戯場	3.3㎡/人 (2歳児) *特例有
	小規模保育	A型	乳児室/ほふく室	国の基準に準ずる
			保育室	国の基準に準ずる
			屋外遊戯場	3.3㎡/人 (2歳児) *特例有
		B型	乳児室/ほふく室	国の基準に準ずる
			保育室	国の基準に準ずる
			屋外遊戯場	A型の基準を準用
		C型	乳児室/ほふく室	国の基準に準ずる
			保育室	国の基準に準ずる
			屋外遊戯場	A型の基準を準用

和歌山市地域型保育事業の認可の要件に関する条例

国において検討されている基準				
面積	事業所内保育	定員20名以上	保育所と同じ	参酌基準
		定員19名以下	小規模保育（A、B型）と同様	参酌基準
		屋外遊戯場	3.3㎡/人（2歳児）	参酌基準
居宅訪問型保育				

和歌山市における地域型保育事業認可要件			
面積	事業所内保育	定員20名以上	国の基準に準ずる
		定員19名以下	国の基準に準ずる
		屋外遊戯場	3.3㎡/人（2歳児）*特例有
居宅訪問型保育			

給食	自園調理（連携施設等からの搬入可）				
	設備			参酌基準	
	家庭的保育	調理設備		参酌基準	
	小規模保育	調理設備		参酌基準	
	事業所内保育	定員20名以上	調理室	参酌基準	
		定員19名以下	調理設備	参酌基準	
	職員			参酌基準	
	家庭的保育	調理員	保育を行う子どもが3人以下の場合m家庭的保育補助者で *連携施設等から搬入を行う場合不要	参酌基準	
	小規模保育	調理員	*連携施設等から搬入を行う場合不要	参酌基準	
	事業所内保育	調理員	*連携施設等から搬入を行う場合不要	参酌基準	
	居宅訪問型保育				

給食	国の基準に準ずる			
	設備			
	家庭的保育	国の基準に準ずる		
	小規模保育	国の基準に準ずる		
	事業所内保育	定員20名以上	国の基準に準ずる	
		定員19名以下	国の基準に準ずる	
	職員			
	家庭的保育	調理員	国の基準に準ずる	
			国の基準に準ずる	
	小規模保育	調理員	国の基準に準ずる	
	事業所内保育	調理員	国の基準に準ずる	
	居宅訪問型保育			

連携	連携施設			
	家庭的保育	設定必要		参酌基準
	小規模保育			参酌基準
	事業所内保育			参酌基準
	居宅訪問型保育	一律には求めない		参酌基準
	嘱託医			
	家庭的保育	嘱託医		参酌基準
	小規模保育			参酌基準
事業所内保育			参酌基準	
居宅訪問型保育				

連携	連携施設			
	家庭的保育	国の基準に準ずる		
	小規模保育			
	事業所内保育			
	居宅訪問型保育	国の基準に準ずる		
	嘱託医			
	家庭的保育	国の基準に準ずる		
	小規模保育			
事業所内保育				
居宅訪問型保育				

放課後児童クラブ（学童保育）に関する条例の制定

4. 和歌山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（仮称）・・・・・・・・P11

根拠法：児童福祉法第34条の8の2第1項

和歌山市独自基準：人権擁護…人権擁護推進員の設置、人権擁護研修の実施
災害対策…災害対策推進員の設置、災害防止計画の策定
安全管理対策…安全管理対策推進員の設置

基準等：別紙「放課後児童クラブ（学童保育）の基準に関する条例案」

放課後児童クラブ（学童保育）の基準に関する条例案

国の指針（放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書より）	和歌山市条例案
<p>① 従事する者 【従うべき基準】</p> <p>I. 放課後児童クラブに置くべき有資格者は「児童の遊びを指導する者」の資格とする。 ※ただし、必ずしも業務に従事する者全員に資格を求める必要は無い。</p> <p>II. 基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に 必要な知識・技能を保管する為の研修を制度化することが適当である。</p> <p>III. 有資格者となるための研修については、原則として都道府県が実施することが 適当である。</p> <p>IV. 新たに作成するガイドライン等で着任時の研修の受講を推奨することが適当である。</p>	<p>① 従事する者 【従うべき基準】</p> <p>I. 国の基準に準ずる。</p> <p>II. 国の基準に準ずる。</p> <p>III. 国の基準に準ずる。</p> <p>IV. 国の基準に準ずる。</p>
<p>② 員数 【従うべき基準】</p> <p>I. 職員は2人以上を配置。うち1人以上は有資格者を配置する。</p> <p>II. 小規模クラブについては、職員の員数は2人以上の配置を原則としつつ、併設する施設 の職員等が兼務可能な場合には、1人でも可とすることが適当である。 ただし、この場合の専任の職員は有資格者であることが適当である。</p>	<p>② 員数 【従うべき基準】</p> <p>I. 国の基準に準ずる。</p> <p>II. 国の基準に準ずる。</p>
<p>③ 児童の集団の規模 【参酌すべき基準】</p> <p>I. 児童の集団の規模はおおむね40人までとする。</p> <p>II. 児童数は毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数 で捉えることが適当である。</p>	<p>③ 児童の集団の規模 【参酌すべき基準】</p> <p>I. 国の基準に準ずる。</p> <p>II. 国の基準に準ずる。</p>
<p>④ 施設・設備 【参酌すべき基準】</p> <p>I. 児童1人当たりの面積については、おおむね1.65㎡以上が望ましい。 ※面積算定の基準となる児童数は、③-Ⅱの算定法による。</p> <p>II. 静養スペースを設けることが適当である。 ※静養スペースの設置は児童の安全・健康・衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に 応じたものとすべきである。</p>	<p>④ 施設・設備 【参酌すべき基準】</p> <p>I. 国の基準に準ずる。</p> <p>II. 静養スペースを設けることが望ましい。 ※静養スペースの設置は児童の安全・健康・衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に 応じたものとすべきである。</p>
<p>⑤ 開所日数 【参酌すべき基準】</p> <p>I. 平日授業日に学校の長期休暇等を加えた数である年間250日以上を原則とする。 地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。</p>	<p>⑤ 開所日数 【参酌すべき基準】</p> <p>I. 国の基準に準ずる。</p>
<p>⑥ 開所時間 【参酌すべき基準】</p> <p>I. 平日は1日平均3時間以上開所するものとする。 休日は子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上 開所するものとする。</p>	<p>⑥ 開所時間 【参酌すべき基準】</p> <p>I. 国の基準に準ずる。</p>

和歌山市子ども・子育て会議条例（一部改正）

根拠法：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第25条

現行	今後（案）
<p>（設置）</p> <p>○子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき設置。</p>	<p>（設置）</p> <p>○子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に規定する合議体である。</p> <p>○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第25条（★）に規定する合議体。</p> <p>★認定こども園法第17条第3項（※1）、第21条第2項（※2）および第22条第2項（※3）の調査審議をするため、条例で、幼保連携型認定こども園に関する審議会を置くものとする。</p> <p>※1 認定こども園法第17条第3項 市は、幼保連携型認定こども園の認可（設置、廃止等）をしようとするときは認定こども園法第25条に規定する審議会の意見を聞かなければならない。</p> <p>※2 認定こども園法第21条第2項 市は、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、認定こども園法第25条に規定する審議会の意見を聞かなければならない。</p> <p>※3 認定こども園法第21条第2項 市は、幼保連携型認定こども園の認可の取り消しをしようとするときは、認定こども園法第25条に規定する審議会の意見を聞かなければならない。</p>
<p>（所掌事務）</p> <p>○子ども・子育て支援法77条第1項各号に掲げる事務</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>○子ども・子育て支援法77条第1項各号に掲げる事務</p> <p>○認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項による意見を述べること。</p> <p style="text-align: center;">※1 ※2 ※3</p>